

議案第 8 号

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱案

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市における社会教育関係団体活動の充実及び発展を図るため

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。）の自主的な活動を支援し、社会教育によるまちづくりの振興を図る事業に対して、補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める社会教育関係団体のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 大野市連合ふわわ女性の会
- (2) 大野市PTA連合会
- (3) 大野市子ども会育成連合会
- (4) 大野市壮年団体連絡協議会
- (5) 大野生活学校
- (6) 大野男女共同参画ネットワーク
- (7) 地区団体連絡協議会
- (8) 大野市文化協会

2 前項に規定する補助対象者は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 主として社会教育に関する事業を行っていること。
- (2) 規約等を備えていること。

(3) 監査等の機関を有すること。

(4) 市内に活動の本拠を有し、年間を通じて活動していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 社会教育の普及啓発に係る経費

(2) 社会教育関係団体間の連絡調整に係る経費

(3) 社会教育に関する研修及び会議に係る経費

(4) 社会教育に関する資料を作成し、収集し、又は提供する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。